

平成30年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成30年9月3日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分
- 開催場所 占冠村総合センター 2階 相談室
- 出席委員 会長 安田 堅吾 2番 熊崎 一弘 3番 山本 敬介
4番 江頭 謙一郎 5番 堀井 京子 6番 水野 利行
- 欠席委員 1番 鈴木 雅士
- 事務局 事務局長 平岡 卓 係長 杉岡 裕二
- 議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 行政報告について
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第6条第1項による農地所有適格法人の報告
について
日程第6 議案第3号 土地の現況証明について
日程第7 議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成
に向けた計画(案)について
日程第8 議案第5号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

平成30年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 それでは只今より、平成30年第6回占冠村農業委員会総会を開催いたします。
本日の欠席の通知を受けている委員は、1番鈴木委員の1名です。山本委員から公務の関係で後ほど参加される旨、連絡いただいておりますので先に開始させていただきます。従いまして在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり8日程です。

本日の議案事項は5件です。

日程については以上です。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めて頂きます。

議長 ただ今の出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第6回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、2番 熊崎一弘君、4番 江頭 謙一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告について事務局よりいたさせます。

事務局 (読み上げて報告)

事務局 行政報告の補足説明させていただきます。まず、7月17日市町村農業委員会事務局長研修会で農業経営基盤強化促進法並びに農地法の一部改正について説明を受けてきています。簡単に説明させていただきますと経営基盤強化促進法では共有者に一部を確知できない農地について農地土地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとするとして国会で可決成立しているという中身でありましたが、政令、省令等では現在示されてはおりませんので、具体的な中身は今後示されるものとなっています。もう一点は農地法の一部改正ということで底面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為は農地転用に該当しないこととするという措置を講じるものとするということで、今までは農地転用が必要でありましたが該当しないという法律が定められました。こちらも同じく具体的な中身は今後示されるものとなっています。

8月8日の上川地方農業委員会連合会臨時総会の関係ですが、地方連の会長が

士別市の松川会長でしたが任期満了に伴い退任されるということでした。臨時総会にて南富良野町の小林氏が新会長に選任されました。それに関連しまして北海道農業公社の方の常設審議委員候補としても小林会長を推薦するというので決定しております。

8月27日の人・農地プラン検討会委員として安田会長が委員に委嘱されておりますのでこの場で報告させていただきます。

8月30日の農地情報公開システム実務担当者操作研修会の関係ですが、農地情報公開システムがフェーズ2ということで整備されてきています。皆様のご自宅のパソコンからも占冠村内、村外の農地情報をシステムで検索できるようになっています。農地情報公開システムは事務局が取り扱うパソコンから総会議案の作成、賃貸借の契約、別パソコンで管理していた農地台帳の管理を一本化して行い、農地法の中で情報公開することが厳しく指摘されております。そのため、総会で審議された最新の情報を逐一更新する作業が必要です。皆様のパソコンからログインできる状況が整備されましたら、URL等をご連絡させていただきますのでご利用していただければと思います。

議長 ただ今の報告について、質疑等はございませんか。

委員 (なし)

議長 日程第4 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議案とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について
受付番号1 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

建物は何の建物になっているのですか。

事務局 3条で牛舎などの建物、一般の宅地、住宅を含めて審議いただく場合もあるのですが、今回は農地のみ筆を3条契約、その他の不動産は一般の契約となっております。

例えば、違う人がそこに入るということもあるのですか。

事務局 それはこちらでもわかりかねます。

の話ではが使えればという話は聞いています。

が戻ってきて使うということですか。

事務局 私達はそういう希望があると聞いております。

と申し出たところ、
と聞いています。それがあってという話でした。
ときにいました。本音ではその前にしまいましたかのように。の住宅は誰も入っ

ていない状況ですがその辺はどうなっているのでしょうか。

事務局 今回の案件とは異なりますが、農地は[]が[]に転出するときに[]
[]という意向がありました。[]の意向としては[]に
[]という希望もあったようですが、実際に[]
[]にその話をご提示するべきではないですかとお伝えしました。[]に
ついては双方で話し合いされたことだとは思いますが、[]、農地の
[]となっております。[]の中でも[]
[]を含めていますので、今後もその[]確認して
おります。[]が[]に転出する際に農地だけではなく、[]を
[]という話を[]から聞いてお
ります。ですので、村外にいる方を農業者として入れるのは現時点で農業委員会では認められませんので、その部分は[]農家さんに売先として話
した方が良いとお伝えしました。

[] []に本音を聞かせてほしいということでお話をしました。[]
[]と言っていました。[]の関係も
[]としては[]とのことです。地権者の[]
[]と聞いています。[]
[]は売買ができなくなります。[]
が、通常はできなかったと記憶しています。

事務局 売買の可否についてはこちら確認させていただきます。どちらにしても賃貸
の残り期間もあります。

[] 賃貸の残りはあと[]だったはずですが、契約が終了した後は[]
[]と聞いています。今回は[]の土地の関係の話でしたが、[]
[]がそこを使用する話が出ましたので、そうなってくると[]
[]は使わないということになります。

[] []は占冠で[]研修を受けたという実績がありますが、現在は村外に
います。こういった場合に村外にいるという扱いで研修を受けた実績というものは認められなくなってしまうのでしょうか。

事務局 農業者として農地を持つということであれば、3年間の実習と就農計画を村長
に認めてもらうという手続きが必要です。実習を受けた実績があったとしても就
農計画は整理されていないままだったと記憶しています。そういった方を受け入
れるには他で自力経営をされていた経緯、農家台帳をもって農業経営で収支が成
り立っていた経緯があれば、村でもやっていけるという判断ができると思います。
実習期間中に村外に転出された方が戻ってこられたとして、事務局としてもどう
いう判断を委員の皆様提示できるのかということにもなってきます。村に戻っ
てくるとしても今後やっていけるという判断材料を提示できなければ、農業者と

して農地を賃貸するのは難しいのではないかと考えます。

事務局 ■■■■■が使用している■■■■■の村有地についてはどうなるのですか。
■■■■■の意向もありますが、■■■■■が今後も使用されるということであれば、村としては継続の方向性で進めていきたいと考えています。後は農業委員の皆様様の判断となりますので、案件となれば、ご審議いただくこととなります。村としては農地以外で使用する予定は特段ございません。

■■■■■は■■■■■に対して■■■■■ということを以前から伝えていたのではないですか。

事務局 ■■■■■が■■■■■から■■■■■するということになったときに■■■■■
■■■■■という話はしたとは思いますが。

■■■■■ そのタイミングで話をしたのですね。

事務局 ■■■■■はその時点で■■■■■と判断して■■■■■に転出するという話を
していました。■■■■■が■■■■■に行く■■■■■に■■■■■に■■■■■したいという
■■■■■したのではないかと思います。その際に■■■■■から■■■■■に
したいと持ち出されたのか、■■■■■となったのかはわかりません。こちらから
も■■■■■に連絡は取りたいと思います。

■■■■■ 以前、■■■■■は■■■■■に■■■■■のところを使わせたいというような話をされ
ていたと思います。■■■■■の方が良いということになったのでしょうか。

■■■■■ ■■■■■も■■■■■では1反■■■■■以下の農地はないということで、通常より高い
金額となっても■■■■■で土地を購入したいという希望はあったようです。なので、
まだ完全に■■■■■の土地を諦めてはいないのだとは思いますが。

■■■■■ ■■■■■は今どうしているのですか。

■■■■■ ■■■■■の農家の手伝いをしています。

■■■■■ 酪農と肉牛とどちらですか。

■■■■■ 両方やっているところと聞いています。

事務局 昔のように農業をやりたいということで村の土地をすぐに貸せるという状況で
はありません。昔は■■■■■にも使える土地があるということで来ていただいた方
もいましたが、現時点では村で貸せる土地もないという状態です。また、現在は新
規就農支援協議会でサポートする体制ができていますので、その流れに沿ってサ
ポートしていかなければ、新しい人をサポートしていくのも難しいです。

■■■■■ 契約が残り■■■■■ということであれば、今後の方向性を確認しておいたほうが良
いと思います。

■■■■■ ■■■■■の意向も確認した方が良いでしょう。■■■■■のところ、村有地含め
て■■■■■をこれからずっと使っていくのか、そのつもりはないのかということ
があります。

■■■■■ ■■■■■についても■■■■■をとっているのか確認してほしい

です。

議長 他にありませんか。

委員 (なし)

議長 では、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数で本件は原案のとおり決定されました。

日程第5 議案第2号 農地法第6条第1項による農地所有適格法人の報告について、を議題とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 農地法第6条第1項による農地所有適格法人の報告について(読み上げて説明)

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委員 (なし)

議長 では、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第3号 土地の現況証明について議題とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 議案第3号 土地の現況証明について

受付番号1 (読み上げて説明)

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

事務局 こちらは伐採が完了後の証明となります。

植林した時点で地目変更を行う必要があったと思います。かなり前に植林されていたと記憶しています。また、本人は〇〇〇〇へ転出されたと聞きました。

事務局 〇〇〇〇からご指摘ありましたとおり〇〇〇〇以上前に植林されたみたいですが、こちらでも総会議案等を遡りましたが、現況証明を間違いなく出したということの確認はできておりません。しかし、以前に一度現況証明を出した可能性はあります。一度現況証明を出した土地について、所有者がすぐに地目変更を行わないこともありえます。植林が〇〇〇〇以上前ということもありまして、この間に現況証明の依頼があったかどうか全て確認するのが難しい状態です。そのような中で今回現況証明の依頼が出されました。

議長 現況は畑とは言えない状態です。

〇〇〇〇 現況を考えると現況証明を出しても良いと思いますが、地目変更の目的は売買のためですか。

事務局 こちらも確認しておりませんが、林地にしておかないと不具合があるかもしれないです。畑ですと相続以外で他の人に譲り渡すことができませんので、売買先を見つけていて畑のままだと売ることができないという判断をされたかもしれないです。あるいは植林等の事業を行いたいということかもしれないです。

のの木を切っていますが、誰か入る予定がある等の情報はありますか。

事務局 以前の農業委員会で現況証明の協議させていただきましたが、と村とのやり取りで村が購入して移住定住促進の予定地とすることになっています。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 採決についてはまとめて行うものとし、受付番号2の審議を先に行ってよろしいですか。

委員 (異議なし)

議長 受付番号2について事務局より説明いたさせます。

事務局 受付番号2について(読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委員 (なし)

議長 では、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

日程第7 議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた計画(案)について、議題とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた計画(案)について(読み上げて説明)

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

議長 の関係はどうなっていますか。

事務局 は10月に開催されるオータムフェスタに参加希望がありました。

議長 サマーはなかったのですか。

事務局 自身が夏場忙しいため、参加が困難とのことでした。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

日程第8 議案第5号 農地移動適正化あっせん委員の指名について、議題とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 日程第8 議案第5号 農地移動適正化あっせん委員の指名について(読み上げて提案)

あっせん委員の指名ですが、[]の所有する農地約[]につきまして、新たな利用者がいないかということで相談されました。今回は賃貸借の利用集積権の設定の取組となっており、賃貸先を探してほしいという希望がありましたので、希望者がいればあっせん委員会で審議していただけないかと思えます。

議 長 あっせん委員を3人決める必要があるということですか。

事務局 そのとおりです。

[] 今回の案件は[]の関係ですが、私ではなく[]を推薦したいと思えます。

事務局 []いかがですか。ご本人からは賃貸希望が出されておりますので、賃貸を希望される場合はあっせん委員から外れていただくことになります。

[] 山林含めて総面積で[]くらいあるはずです。

[] []が一面あります。[]はゆくゆく使用したいと考えております。ですが将来的に考えても全てを管理は出来ません。

[] 小麦等を育てるといえるのはどうですか。

[] 土をおこすことができないこと、気候的な問題もあり難しいです。使うのであれば、採草地か放牧地だと思います。

事務局 まず、あっせん委員をたてて集積を受けるべき担い手の方にあっせんすることになります。今回、あっせん先は[]限定にする予定はありません。村内全域の農家さんに周知して複数の希望者がいれば、委員の皆様で審議いただくことになるかと思えます。現時点で希望されていない方であっせん委員を3名にお願いしたいと考えています。

[] 希望は来年からの賃貸ですか。

事務局 遊休農地化をできるだけ避けたいので来年からということですか。

[] で来年は確実に管理できないということですか。

事務局 []からは人がいないから行くことができないと言われております。なんとか管理してもらえないかと伝えたところ、誰かに使ってもらえればという回答がありました。そのため、今回あっせん申出書を書いてもらった次第です。こちらとしましても誰かに耕作していただいて遊休農地化を避けたいと考えております。ただし、あっせん通知を出した後に希望者が誰もいなければ、委員会を開催できるかという問題があります。

[] 希望者がいない場合はどうなりますか。

事務局 本人に使用していただき、きちんと管理してもらう必要があります。

議 長 あっせん委員について、[]やっていただくことはできますか。

[] わかりました。

議 長 []は[]を使用希望されていますが、1筆だけでも使用希望があるな

らあっせん委員は難しいですよね。

事務局 使用希望されている筆の審議ができません。

議 長 ■■■■■ やっていただくことはできますか。

■■■■■ わかりました。

事務局 ■■■■■ はここの農地を購入、使用される希望等はありませんか。

■■■■■ ありません。

事務局 希望がないようであれば、あっせん委員を引き受けていただいてもよろしいですか。

■■■■■ わかりました。

事務局 それでは3名の委員を指名いただきましたので、聞き取り、手続きを進めさせていただきますと思います。

議 長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成30年第6回占冠村農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

平成 年 月 日

議 長

2 番

4 番